



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

○ 沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（医務課）	1
告 示	
○ 救急病院の告示（医務課）	5
○ 肥料の登録の有効期間の更新（営農支援課）	5
○ 県営土地改良事業に係る換地計画の決定（村づくり計画課）	6
○ 村営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課）	6
○ 県道の併用の開始（道路管理課）	6
○ 公共測量の実施の通知（道路管理課）	6
○ 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課）	6
公 告	
○ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（商工振興課）	7
訓 令	
○ 通訳・翻訳嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（交流推進課）	7
教育委員会事項	
○ 指定管理者の指定	8
選挙管理委員会事項	
○ 沖縄海区漁業調整委員会委員選挙の選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8

規 則

沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年1月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第2号

沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第149号）の一部を次のように改正する。

第2条中「添えて」の次に「、毎年6月1日から6月30日までの間に」を加え、同条第1号を次のように改める。

(1) 住民票謄本

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 申請者の属する世帯の収入を証明する所得証明書

第4条及び第5条を次のように改める。

(修学資金の額)

第4条 条例第4条の規則で定める修学資金の額は、次の表のとおりとする。

修学資金	区分	設置者	金額

の種類			
第一種修学資金	条例第2条第2項第1号から第3号までに掲げる養成施設	国（独立行政法人国立病院機構及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。以下同じ。）	月額32,000円
		国又は地方公共団体以外の者	月額36,000円
	条例第2条第2項第4号に掲げる養成施設	国又は地方公共団体	月額15,000円
		国又は地方公共団体以外の者	月額21,000円
	条例第2条第4項に規定する大学院の修士課程		月額83,000円
第二種修学資金	条例第2条第2項各号に掲げる養成施設及び同条第4項に規定する大学院の修士課程	在籍する養成施設又は大学院の修士課程に納付する授業料、施設整備資金及び実験実習料に相当する額（ただし、年額70万円を上限とする。）	

(貸与の方法)

第5条 知事は、第3条の規定により貸与する者を決定した場合は、修学資金の種類に応じ、次の各号に定める方法により、当該修学資金を貸与するものとする。

(1) 第一種修学資金 貸与決定額の2分の1に相当する金額を9月に、4分の1に相当する額を12月及び2月にそれぞれ交付する。

(2) 第二種修学資金 第3条の規定により決定した貸与の額の全額を、貸与を決定した月の翌月に交付する。

2 前項の場合において、知事が特に必要があると認める場合には、1回あたりの交付額又は交付する時期を変更することができるものとする。

第13条及び第14条を削る。

第12条第1項第7号中「第10条第1項第1号ア若しくはイ」を「第10条第1項第1号アからシまで」に改め、同条を第15条とする。

第11条を第14条とする。

第10条第1項中「第8条各号」を「第8条第1項各号」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第13条とする。

3 第1項の場合において、第一種修学資金及び第二種修学資金の貸与を併せて受けたときの返還期間は、それぞれの貸与期間を合算した期間とする。

第9条を第12条とする。

第8条中「履行猶予」を「履行の猶予」に改め、同条を第11条とする。

第7条中「第10条第1項第1号ア若しくはイ」を「第10条第1項第1号アからシまで」に、「施設等において」を「施設等に」に、「今まで」を「月までを」に改め、同条を第10条とし、同条の前に次の2条を加

える。

(知事の指定する地域)

第8条 条例第10条第1項第1号アに規定する知事が指定する地域は、沖縄県保健医療計画で定める北部保健医療圏、宮古保健医療圏及び八重山保健医療圏とする。

(裁量免除額の計算)

第9条 条例第11条第1項に規定する返還債務の裁量免除額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める算式のとおりとする。この場合において、貸与を受けた期間が24月に満たないときは、当該貸与を受けた期間を24月とし、履行期の到来していない返還債務額に乗ずる数値が1を超えるときは、当該履行期の到来していない返還債務額に乗ずる数値を1とする。

(1) 第一種修学資金 算式 = 履行期が到来していない返還債務の額×

$$\frac{\text{看護業務に従事した期間}}{\text{貸与を受けた期間} \times (\text{条例第10条第1項第1号で算定する期間} \div 2)}$$

(2) 第二種修学資金 算式 = 履行期が到来していない返還債務の額×

$$\frac{\text{看護業務に従事した期間}}{\text{貸与を受けた期間} \times (\text{条例第10条第1項第3号で算定する期間} \div 2)}$$

(3) 第一種修学資金及び第二種修学資金の貸与を併せて受けたとき 第1号及び第2号により計算して得た額を合算した額

第6条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

(借用証書)

第6条 第3条第1項による貸与の決定を受けた者（以下「貸与決定者」という。）及びその保証人は、毎年4月15日までに、前年の4月1日から3月31日までの期間において貸与を受けた修学資金にかかる修学資金借用証書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、条例第7条第1項の規定により修学資金の貸与が取り消された場合には、直ちに提出しなければならない。

第15条の次に次の1条を加える。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、修学資金に関し必要な事項は、別に定める。

第1号様式中「修学資金貸与申請書」を 「

第一種
第二種

修学資金貸与申請書」 に、

「

貸与額(年額)	円	貸与額(月額)	円
---------	---	---------	---

」 を

「

貸与額(年額)	円	貸与額(月額)※	円
---------	---	----------	---

」 に改め、

同様式中注2を注3とし、注1の次に次のように加える。

2 ※印欄は、第一種修学資金を申請する場合のみ記入すること。

同様式（裏面）中

「

家族の現住所					
氏名	本人との関係	年齢	職業	月平均収入額	

」 を

「

氏名	本人との関係	年齢	職業	月平均収入額	
----	--------	----	----	--------	--

」 に、

「

本人との関係		備考	
--------	--	----	--

」 を

「

本人との関係		備考	
--------	--	----	--

」

申
請
理
由

に改める。

第2号様式中

養成施設又は大学名	年	氏名	」を
-----------	---	----	----

養成施設又は大学名	年	氏名	」に改める。
推薦順位			

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

借用証書

年 月 日

収入印紙貼付欄

--

沖縄県知事 殿

借受人住所

借受人氏名

(印)

連帯保証人住所

連帯保証人氏名

(印)

連帯保証人住所

連帯保証人氏名

(印)

修学資金として、下記のとおり借用いたしました。については、沖縄県看護師等修学資金貸与条例を遵守し、修学資金の返還債務の生じたときは、その額を返還いたします。

1 修学資金の額 円

2 借り受けた期間 年 月から 年 月まで

3 修学資金の種類

注 用紙の寸法は、日本工業規格A4判とする。

第4号様式中「(第8条関係)」を「(第11条関係)」に、「(自宅)
(職場)」を「(自宅)
(携帯)
(職場)」に、「卒業年
(職場名)」
度」を「卒業年月 年 月」に改める。

第5号様式中「(第9条関係)」を「(第12条関係)」に、「(自宅)
(職場)」を「(自宅)
(携帯)
(職場)」に、「卒業年
(職場名)」
度」を「卒業年月 年 月」に改める。

第6号様式中「(第10条関係)」を「(第13条関係)」に、「(自宅)
(職場)」を「(自宅)
(携帯)
(職場)」に、「卒業年
(職場名)」
度」を「卒業年月 年 月」に改める。

第7号様式中「(第10条関係)」を「(第13条関係)」に、「(自宅)
(職場)」を「(自宅)
(携帯)
(職場)」に改める。

第8号様式中「(第11条関係)」を「(第14条関係)」に、「(自宅)
(職場)」を「(自宅)
(携帯)
(職場)」に、「卒業年
(職場名)」
度」を「卒業年月 年 月」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の規則第6条の規定は、平成22年度以降に貸与を受ける者について適用する。

告 示

沖縄県告示第21号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成23年1月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
北部地区医師会附属病院	名護市字宇茂佐1710番地 の9	社団法人北部地区医師会	平成22年12月24日	平成25年12月23日

沖縄県告示第22号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成23年1月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者		登録有効期限
				氏名又は名称	住所又は所在地	
沖縄県生 第222号	炭酸カルシウム肥料	どなん炭酸カルシウム	アルカリ分51.0 公定規格のとおり	コーラルイン ターナショナル 株式会社	沖縄県石垣市字 登野城1181番地	平成29年1月15 日

沖縄県告示第23号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、糸満市喜屋武第2地区県営畠地帶総合整備事業に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年1月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成23年1月26日から同年2月23日まで
- 3 縦覧に供する場所 糸満市役所
- 4 その他 この告示に係る換地計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第24号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、南大東村長から協議のあつた北第5地区土地改良事業（区画整理・農用地保全・土層改良）の施行について、平成23年1月17日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年1月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成23年1月26日から同年2月23日まで
- 3 縦覧に供する場所 南大東村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、平成23年1月25日から同年2月7日まで一般の縦覧に供する。

平成23年1月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 路線名 平良新里線
- 2 供用開始の区間 宮古島市平良字下里773番3から宮古島市平良字下里851番9まで
- 3 供用開始の期日 平成23年1月25日

沖縄県告示第26号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県中部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

平成23年1月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 公共測量を実施する地域 浦添市城間、伊祖、大平、安波茶、仲間及び前田地域
- 2 公共測量を実施する期間 平成23年1月25日から同年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（浦添西原線測量予備設計業務委託）

沖縄県告示第27号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、八重瀬町長か

ら次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年1月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 公共測量を実施する地域 八重瀬町字伊霸、字上田原、字東風平及び字友寄のそれぞれ一部

2 公共測量を実施する期間 平成23年1月25日から同年2月24日まで

3 作業種類 公共測量（街区・画地出来形確認測量）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成23年1月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）サンエーランバード那覇市宇栄原吹切原1番1及び869番2

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠

3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例（昭和60年那覇市条例第1号）の駐車マス（1台当たりの大きさ）に抵触しないよう留意すること。

(2) 廃棄物に関する事項

那覇市では、平成17年3月策定の「第2次那覇市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民・企業・行政が協働して平成23年度までに、30パーセント以上ごみ排出量の削減を目指している。届出に係る大規模小売店舗は、多量の廃棄物の排出が予想されるので、計画の趣旨を十分に理解し、ごみ減量・資源化に努めること。また、当該店舗は、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成5年那覇市条例第15号）第25条、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則（平成5年那覇市規則第19号）第13条に規定する大規模事業所等に該当し、一般廃棄物減量計画の作成、それに関する業務を担当する一般廃棄物管理責任者の選任、届出が義務付けられている。

4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし

5 縦覧期間 平成23年1月25日から同年2月25日まで

6 縦覧場所 沖縄県観光商工部商工振興課

訓 令

沖縄県訓令第1号

知 事 部 局

通訳・翻訳嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年1月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

通訳・翻訳嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

通訳・翻訳嘱託員設置規程（平成3年沖縄県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年1月25日から施行する。

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第2号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第7条の規定により、沖縄県立博物館・美術館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年1月25日

沖縄県教育委員会

委員長 中野吉三郎

1 指定管理者となる団体

文化の杜共同企業体

代表者 株式会社沖縄文化の杜 那覇市おもろまち1丁目3番31号

株式会社沖縄タイムス社 那覇市おもろまち1丁目3番31号

株式会社国際ビル産業 浦添市勢理客三丁目9番11号

2 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

なお、平成22年沖縄県選挙管理委員会告示第2号は、廃止する。

平成23年1月25日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連本伸

沖縄海区漁業調整委員会委員選挙の選挙権を有する者の総数の3分の1の数 1,146

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社ドリーム印刷 〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6 販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	---